

○勝央町結婚祝金支給要綱

(令和2年3月30日告示第50号)

(目的)

第1条 この要綱は、勝央町マリッジサポート事業(以下「サポート事業」という。)に参加し結婚した者に対し、予算の範囲内において結婚祝金(以下「祝金」という。)を支給することにより、新たに夫婦となった二人の門出を祝うとともに、サポート事業への独身男女の積極的な参加を促し、町の人口増加と定住促進に寄与することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 勝央町結婚支援員事業実施要綱(平成27年告示第29号)に規定する勝央町結婚支援員の出会いの仲介により出会った者と婚姻届を提出し、受理されていること又は勝央町結婚相談会開設要綱(平成27年告示第84号)の規定により登録された者が婚姻届を提出し、受理されていること。
- (2) 婚姻届が受理された日から起算して3か月を経過した日までにおいて、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき夫婦のいずれもが本町の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 婚姻届が受理された日又は前号の規定による記録された日のいずれの日からも引き続き3か月経過していること。
- (4) 夫婦いずれにも町税等に滞納がないこと。
- (5) 申請時において引き続き5年以上、町内に居住する意思のあること。
- (6) 夫又は妻が既に祝金の支給を受けていないこと。

(祝金の額)

第3条 祝金の額は、1組5万円とする。

(支給の申請)

第4条 祝金の支給を受けようとする支給対象者の夫及び妻(以下「申請者」という。)は、勝央町結婚祝金支給申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、本町の公簿により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 町税に滞納のない証明書
- (3) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の規定による支給申請は、第2条第3号の規定による経過した日から起算して3か月以内に行わなければならない。

(支給の決定)

第5条 町長は、前条の規定による支給申請があったときは、速やかにその内容を審査し、勝央町結婚祝金決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(支給の方法)

第6条 町長は、支給の決定の通知をした申請者に対して、祝金を勝央町結婚祝金支給申請書に記載された金融機関の口座に申請日の属する月の翌月末までに振り込むものとする。

(返還)

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段によって祝金の支給を受けた者があるときは、その者が既に受けた金額を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1(第4条関係)

勝央町結婚祝金支給申請書

[別紙参照]

様式第2(第5条関係)

勝央町結婚祝金決定通知書

[別紙参照]